

平成 27 年度 経営計画

1. 業務環境

1) 地域の景気動向

企業収益では減益見込みであり、設備投資は前年を下回る計画となっています。個人消費は弱い動きが続いているものの、下げ止まりつつあり、企業活動では、生産活動は持ち直しています。また、雇用情勢は持ち直しつつあります。このように県内経済は一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつあります。

先行きについては、追加金融緩和政策により一層円安が進むと予測され、原材料価格の上昇や海外景気の下振れなどにより、景気は下押しされるリスクがありますが、一方では、国体開催等の大規模イベントをひかえ、観光客の増加が期待されるうえ、県内基盤整備事業の充実により、景気の活性化が期待できます。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

円安が進む中で、原材料コストの上昇分を価格転嫁出来ない中小企業・小規模事業者が大半であるうえ、特に建設業関連では、これまでの災害復興需要、国体需要はほぼ一段落するなど、事業環境は厳しい状況にあります。しかしながら、原油価格の下落によるコスト負担の軽減や各種政策効果により、今後は明るい兆しも予見されます。

2. 業務運営方針

1) 国・地方公共団体の中小企業施策に則し、引続き金融支援と経営支援の一体的取組みに注力しながら総合的に対応し、中小企業・小規模事業者のニーズに応え資金繰りの円滑化に寄与します。

- ①各種政策保証の取組みや、顧客目線に立った利便性の高い保証制度の創設・改訂等により、保証推進をはかります。
- ②「中小企業支援ネットワーク」をベースに地域金融機関ならびに関係機関との連携を密にし、一層の経営支援・再生支援の充実、強化をはかり、また国の経営支援強化促進補助金を活用した外部専門家派遣事業の追加的取組みにより、条件変更先等の正常化・ランクアップを促進します。
- ③業務効率化と顧客サービスの拡充をはかるため、次期共同化システム導入に向けた取組みを行います。このための職員

のスキルアップを図ります。

- 2) 創業支援担当員を配置し、創業支援セミナー等を開催するなど関係機関・団体等と連携し、創業支援に積極的に取り組みます。
- 3) 協会利用企業者の減少を打破するために、中小企業・小規模事業者の協会利用メリットを追求し、より多くの中小企業・小規模事業者が協会を利用いただける方策を講じます。
- 4) コンプライアンスについては、「コンプライアンス・プログラム」および関連マニュアル等の周知、研修等を通じて、親切・丁寧・きめ細やかな対応を心がけ、業務運営にあたります。

3. 具体的な課題と解決のための方策

1) 利用企業者数の減少に歯止めをかける取組み

- ①顧客目線に立った利便性の高い保証制度の創設・改訂を行います。「新規・利用者増進キャンペーン」を実施し利用企業者の増加に努めます。
- ②地域別専任担当者制の機動力を活かし、金融機関主要店舗を訪問し、信用保証の推進を実施します。金融機関感謝店舗選考基準、感謝店舗記念式典開催、Monthly Report など広報活動の充実を図ります。
- ③金融機関・商工団体等との情報交換会や業務説明会を実施し、保証制度等の周知および信用保証の推進を実施します。
- ④中小企業経営診断システム (McSS) を利用した顧客サービスを実施し、保証付き融資の付加価値向上に努めます。
- ⑤引き続き金融機関向けの合同審査勉強会の開催を継続します。

2) 金融支援と経営支援の一体的取組み

- ①改善を必要とする事業者に対し「経営力強化保証」、「経営改善サポート保証」を積極的に提案します。
- ②大口保証先について、「企業概要」に基づき現状把握を行い、適切な保証を実施します。

3) 創業支援の積極的な取組み

- ①開業率のアップを図るため、創業に係る保証を積極的に取り組みます。

とりわけ信用保証料を独自に0.2%の軽減を行った県制度「創業サポート枠（認定支援機関の創業支援を受けた）」の

広報・推進を図ります。

②関係機関と共同で「創業セミナー」を核とした創業イベントを開催します。

③関係機関との連携を強化し、創業保証後のモニタリング体制を強化し積極的にサポートします。

4) 個人情報の管理と事務効率の向上

①ファイリングシステム等の運用により、適切に個人情報の保護・管理に努めます。

②外部研修に積極的に参加するとともに、内部勉強会を定期的で開催します。

③実地調査等により、職員の能力向上を図ります。

5) 経営支援・再生支援の充実・強化

①専門家派遣事業（わかやま連携サポート）の拡充を図り、国の「経営支援強化促進補助金」を利用し、条件変更・条件変更の恐れのある企業者の正常化・ランクアップを講じます。

また引き続き「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を推進・提案します。

②金融機関および中小企業診断士協会・専門士業と連携し、「経営相談会」を複数回開催します。

③再生支援協議会・主要金融機関と個別企業が目線合せを行う会議を実施し、経営支援・再生支援に取り組みます。

④改善が必要な企業に対し「経営サポート会議」開催を積極的に提案します。

⑤条件変更先を積極的に訪問・面談し、状況把握に努めるとともに各種経営支援策を提案します。

⑥事業者の状況を把握し、必要に応じ「借換保証」活用による正常化を提案します。

⑦企業の経営改善や再生に寄与すべく、求償権消滅保証の提案を行います。

6) 適正な代位弁済の実施

①現状を的確に把握し、廃業など個別案件の状況を見極め、適正な代位弁済を実施します。

②個別の状況により金融機関へ適切な管理を要請し、迅速な代位弁済事務に努めます。

7) コンプライアンス態勢の強化・維持および内部検査態勢の強化

コンプライアンスについては、引き続き「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、コンプライアンスのより一層の浸透を図り、役職員の意識の向上に努めます。また、内部検査態勢の強化を図り、適切な業務運営を確保します。

4. 保証承諾等の見通し

平成27年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	720億円	96.0%
保 証 債 務 残 高	2,350億円	97.9%
代 位 弁 済	40億円	88.9%
回 収	11億円	100.0%